写

牧之原市公告第７０号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知することができないため、同法第２２条第１０項の規定により公告する。

令和８年１１月１３日

牧之原市長　杉本　基久雄

１対象となる特定空家等

	①	②
所在地	牧之原市相良 205 番 43	
家屋番号	205 番 43	205 番 43 の 2
種類	旅館	店舗、倉庫
構造	木造石綿セメント板葺２階建	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
床面積	１階　332.04 ㎡ ２階　195.41 ㎡ 計　527.45 ㎡	１階　68.01 ㎡ ２階　68.01 ㎡ 計　136.02 ㎡
築年数	昭和 54 年７月１日築	昭和 61 年４月 29 日築

２所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却、敷地内の雑草・立木等の伐採、敷地内の動産や廃材等の撤去及び関係法を厳守した適切な処分

３措置の期限

令和　８年　11 月　30 日

期限までに措置が履行されない場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行う。

４動産の取扱

市長等が当該建築物の除去を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。

動産等について権利等を主張しようとずる者は、措置の期限までに運び出すこと。

５問い合わせ先

牧之原市　建設部都市住宅課　住宅政策係　　電話：0548-53-2633